

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第17号

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例

長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号のイ中「第14条第1項第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。

第7条第1項の表中「115,200」を「118,800」に、「40,800」を「42,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県農業大学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第18号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例(昭和30年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「長野県農業総合試験場、長野県農事試験場、長野県果樹試験場、長野県野菜花き試験場、」及び「長野県中信農業試験場、長野県南信農業試験場」を削り、「肥料、土壌、かんがい水、作物体」を「自給飼料作物」に改める。

林業振興課

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第20号

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長野県道路占用料徴収条例(昭和43年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第19条」を「第18条」に改め、同条第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表中

「 令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場 」	「 その他のもの 」	「 占用面積1平方メートルにつき1年 」	「 Aに1,000分の6を乗じて得た額 」	「 Aに1,000分の8を乗じて得た額 」
を 「 令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場 」	「 その他のもの 」	「 占用面積1平方メートルにつき1年 」	「 Aに1,000分の6を乗じて得た額 」	「 Aに1,000分の8を乗じて得た額 」
「 令第7条第8号に掲げる器具 」			「 Aに1,000分の18を乗じて得た額 」	

別表の水質理化学試験の項から肥料理化学試験の項までを削り、

同表中「作物体化学試験」を「自給飼料作物化学試験」に、

「1,300円以上2,200円以下の範囲内で知事が定める額」を「1,300円」に、「7,500円」を「6,800円」に改め、同表の木材理化学試験の項中「24,400円」を「24,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

農業技術課

長野県林業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第19号

長野県林業大学校条例の一部を改正する条例

長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県林業大学校条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

道路課

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第21号

県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

県営水道用水料金徴収条例(昭和57年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「58円97銭」を「49円32銭」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

経営企画課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第22号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「115,200」を「118,800」に、「20,400」を「21,600」に、「31,200」を「32,400」に、「1,560」を「1,620」に、「150」を「220」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在学する者(定時制課程の単位制による課程に在学する者を除く。)に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転学し、編入学し、又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

高校教育課

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第23号

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「助教授、講師」を「准教授、講師、助教」に改め、同項第3号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第24条の3第1項第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第6号中「第75条」を「第75条第2項」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第24条の4第1項中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第27条の5第1項及び第3項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(長野県証明事務手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の3中「盲学校」を「特別支援学校、盲学校」に改める。

(長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第3条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第61条第2項第9号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法」に改める。

(資金積立基金条例の一部改正)

第4条 資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「清水朝恵」盲学校・ろう学校・養護学校学習環境整備基金

を「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金に、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(長野県建築基準条例の一部改正)

第5条 長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第10条中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

特別支援教育課

特別支援学校設置条例をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第24号

特別支援学校設置条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第74条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を受けするため、特別支援学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 特別支援学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 位置 (Location). Lists 18 types of special support schools and their locations across various municipalities in Nagano Prefecture.

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(盲学校設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 盲学校設置条例(昭和39年長野県条例第60号)
(2) ろう学校設置条例(昭和39年長野県条例第61号)
(3) 養護学校設置条例(昭和39年長野県条例第62号)
(盲学校、ろう学校及び養護学校に関する経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる前項の規定による廃止前の盲学校設置条例(以下「盲学校条例」という。)第2条の表に掲げる盲学校、同項の規定による廃止前のろう学校設置条例(以下「ろう学校条例」という。)第2条の表に掲げるろう学校及び同項の規定による廃止前の養護学校設置条例(以下「養護学校条例」という。)第2条の表に掲げる養護学校は、この条例の施行の時に、それぞれ次の表の右欄に掲げる特別支援学校となるものとする。

Table with 2 columns: 左欄 (Left Column) and 右欄 (Right Column). Maps old school types to new special support school types.

特別支援教育課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第25号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第21号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。

警 務 課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第26号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「116人」を「119人」に、「244人」を「249人」に、「935人」を「973人」に、「966人」を「1,005人」に、「995人」を「1,035人」に、「3,705人」を「3,830人」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県留置施設視察委員会条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第27号

長野県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第6項の規定により、長野県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期等)

第2条 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、5回に限り再任されることができる。

3 長野県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、長野県公安委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「スポーツ振興審議会の委員」を

「スポーツ振興審議会の委員
留置施設視察委員会の委員」に改める。

監 察 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第28号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第12号中「2,800円」を「3,350円」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく交付等に係る手数料)

第13条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下この条及び別表第6において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる交付等を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条第3項の規定による届出があつたことを証する書面の交付

書面交付手数料 別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(2) 法第4条第3項の規定による届出があつたことを証する書面の再交付

書面再交付手数料 1,000円

別表第4の1を次のように改める。

1 運転免許試験手数料

区 分	金 額	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、8,650円)
(2) 普通自動車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,100円
	イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,400円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,400円)
(3) 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,600円)
(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,050円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,650円

(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円)
(6) 仮運転免許に係る試験	ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,100円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,750円)

別表第4の2中「大型自動車仮運転免許」の次に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同表の5中「(1) 特定第一種運転免許」を「(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「14,750円」を「24,700円」に、「それぞれ1万4,750円」を「それぞれ2万4,700円」に、

(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	22,050円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ2万2,050円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額)
(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	14,100円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ1万4,100円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額)
(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	22,450円(付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ2万2,450円から同表の第5欄に掲げる額を減じた額)

に改め、同5の備考の1中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1万4,750円」を「2万4,700円」に、「1,150円」を「3,750円」に、「950円を」を「950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については、1万4,100円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか更に1,050円を」に、「2万2,050円から同表の第4欄」を「2万2,450円から同表の第5欄」に、「2,150円」を「3,250円」に改め、同備考の2中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1万4,750円」を「2万4,700円」に、「350円」を「300円」に、「300円を」を「300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査については、1万4,100円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか

更に300円を」に改め、同5の付表中

1,450円
2,450円
2,200円
2,200円
2,100円
2,050円

を

第4欄
4,750円
8,250円
-
-
-
3,300円
2,850円

に、

を

4,150円
7,050円
2,150円
2,150円
2,200円
2,200円

第4欄	第5欄
1,350円	4,600円
2,250円	7,950円
2,150円	-
2,150円	-
2,050円	-
2,000円	3,200円
-	2,750円

に改め、同表の6中「(1) 特定第

一種運転免許」を「(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「9,850円」を「15,650円」に、「それぞれ9,850円」を「それぞれ1万5,650円」に、

(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	12,550円（付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、それぞれ1万2,550円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額）
---	--

を

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,500円（付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、それぞれ9,500円から同表の第4欄に掲げる額を減じた額）
(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	13,300円（付表の第1欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、それぞれ1万3,300円から同表の第5欄に掲げる額を減じた額）

に改め、同6の備考の1中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「9,850円」を「1万5,650円」に、「1,200円」を「3,450円」に、「900円を」を「900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については、9,500円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか更に1,100円を」に、「1万2,550円から同表の第4欄」を「1万3,300円から同表の第5欄」に、「2,000円」を「2,950円」に改め、同備考の2中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「9,850円」を「1万5,650円」に、「に50円」を「に150円」に、「100円を」を「100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については、9,500円から同表の第4欄に掲げる額を減ずるほか更に50円を」に改め、同6の付表中

第4欄
4,900円
2,050円
-
-
-
-
2,850円

1,450円
1,350円
1,250円
1,300円
1,300円
1,200円

を

4,450円
1,300円
1,250円
1,450円
1,450円
1,400円

に、

第4欄	第5欄
1,350円	4,800円
1,300円	2,000円
1,250円	—
1,250円	—
1,250円	—
1,150円	—
—	2,750円

を に改め、同表の7中「3,000円」

を「3,550円」に改め、同表の8中

(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	講習1時間について2,450円
(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	講習1時間について4,200円

を

(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間について4,700円
	イ 普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,450円
(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	ア 大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,200円
	イ 普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,100円

に、「4,100円」を「1,350円」に、「1,200円」を「3,150円」に、

(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間について1,350円
(9) 法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習	講習1時間について3,400円

を

(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間について1,200円
--------------------------	-----------------

に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」

を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に改める。

別表第5の次に次の別表を加える。

(別表第6)(第13条関係)

区 分	金 額
(1) 法第4条第1項の規定による届出があった場合	3,600円
(2) 法第4条第2項の規定による届出があった場合	1,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月2日から施行する。ただし、第12条の次に次の1条を加える改正規定及び別表第5の次に次の別表を加える改正規定は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第14条に規定する者に対する別表第4の規定の適用については、同表の7中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の8(法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

生活安全企画課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第29号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成18年4月1日から平成19年3月31日」を「平成19年4月1日から平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

総務課

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第30号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金(普通貯金を除く。)&及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第4号の改正規定 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)の施行の日

(2) 第2条第1項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定

及び同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定

証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

総務課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第31号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「商工生活環境委員会」を「商工観光生活環境委員会」に改め、同号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 観光部に関する事項

第6条に次のただし書を加える。

ただし、議会閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員を指名したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議会閉会中においては、議長が変更することができる。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第17条第1項中「法令」を「法律」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている商工生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された商工観光生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議事課



災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第1号

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)別表」を「災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)別表第5」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第2号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「82円」を「84円」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

雇用・人材育成課